

変更理由書

1 都市計画道路の概要

長野都市計画道路は、都市の将来像を実現するための道路網として、現在 102 路線が計画決定されている。しかし、その多くが高度経済成長期に市街地の拡大と交通量の増加を前提に計画されたもので、計画総延長 260.41km のうち、整備済延長は合計 160.41km であり、整備率は 61.6%に留まっている（令和 7 年 3 月末時点）。近年の少子高齢化とそれに伴う人口減少、経済成長の鈍化、整備未着手状態および建築制限の長期化などの課題があることから、必要性に変化が生じている都市計画道路について見直しを行うべき状況となっている。

このような中、本市では都市計画マスタープランに示す集約型の都市構造に対応した効率的な道路網を再構築するため、市内の都市計画道路のうち、計画決定以後、長期にわたり整備未着手となっている路線（区間）について、平成 16 年から第 1 回目の都市計画道路の見直しに着手し、平成 25 年に第 1 回都市計画道路見直し方針を策定しており、この方針に基づき、平成 29 年までに関係路線の変更手続きを行っている。

第 2 回目の都市計画道路の見直しは令和 2 年から着手し、令和 6 年 10 月には第 2 回都市計画道路見直し案を公表している。

この見直し案では、6 路線を廃止候補路線に位置付けており、地元地域との合意形成や、関係機関との協議が整った路線から、順次、都市計画道路の廃止を行うこととしている。

2 都市計画道路の廃止

○ 3・4・61 号 松代（停）線

本路線は松代地区の交通の円滑化と発展に資する道路として、昭和 41 年に当初決定された補助幹線街路であるが、現在に至るまで全線で未整備である。

平成 25 年に策定した第 1 回都市計画道路見直し方針では、本路線が有する防災機能や交通機能等を総合的に評価した結果、整備の有効性は低いが、都市計画道路 真田線の整備による周辺道路の交通量変化を把握したうえで、本路線の整備の可否を判断するため、幅員変更や廃止も視野に入れて変更検討路線に位置付けた。

令和 4 年に真田線が全線整備されて以降に行った第 2 回都市計画道路の見直しでは、真田線の整備に伴う周辺道路の交通量変化が小さかったことに加え、第 1 回目の見直し以降、平成 26 年に国の登録有形文化財に新たに指定された梅翁院山門に影響が生じ、歴史的環境保全の観点で課題があることから、本路線の主要地方道長野真田線から終点の区間を廃止候補区間に位置付けた。一方、起点から主要地方道長野真田線までの区間は、旧松代駅の都市計画駅前広場へのアクセス路となっていることから、駅前交通広場のあり方を含めて地元や関係機関と協議を行い、本路線の整備方針を検討する継続検討候補に位置付けた。なお、整備方針の決定には時間を要するため、今回は起点から主要地方道長野真田線までの区間の変更は行わない。

以上を踏まえ、3・4・61号松代（停）線の主要地方道長野真田線との交点から終点の松代東条までの区間を廃止する。なお、当該区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果において大きな影響がないことを確認している。

○3・5・62号 海津西条線

本路線は松代地区の交通の円滑化と発展に資する道路として、昭和41年に当初決定された補助幹線街路であるが、現在に至るまで全線で未整備である。

平成25年に策定した第1回都市計画道路見直し方針では、本路線が有する交通機能等を総合的に評価した結果、整備の有効性は低いが、都市計画道路 真田線の整備による周辺道路の交通量変化を把握したうえで、本路線の整備の可否を判断するため、幅員変更も視野に入れた変更検討路線に位置付けた。

令和4年に真田線が全線整備されて以降に行った第2回都市計画道路の見直しでは、真田線の整備に伴う周辺道路の交通量変化が小さかったことに加え、本路線の整備を行うことで重要文化財に指定された旧横田家住宅主屋・表門・隠居屋・土蔵2棟に影響が生じ、歴史的環境保全の観点で課題があることから、本路線の都市計画道路 松代中央線から終点の区間を廃止候補区間に位置付けた。一方、起点から都市計画道路 松代中央線までの区間は、旧松代駅の都市計画駅前広場へのアクセス路となっていることから、駅前交通広場のあり方を含めて地元や関係機関と協議を行い、本路線の整備方針を検討する継続検討候補に位置付けた。なお、整備方針の決定には時間を要するため、今回は起点から主要地方道長野真田線までの区間の変更は行わない。

以上を踏まえ、3・5・62号海津西条線の都市計画道路 松代中央線との交点から終点までの区間を廃止する。なお、当該区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果において大きな影響がないことを確認している。

併せて、起点を現在の地名の長野市松代町松代字殿町に変更する。

○3・4・63号 松代中央線

本路線は松代地区の交通の円滑化と発展に資する道路として、昭和41年に当初決定された補助幹線街路であり、計画延長2.54kmのうち0.31kmが整備済みである。

平成25年に策定した第1回都市計画道路見直し方針では、本路線が有する防災機能や交通機能等を総合的に評価した結果、整備の有効性は高いものの、現道の活用が可能なため、都市計画道路 真田線の整備による周辺道路の交通量変化を把握したうえで、本路線の整備の可否を判断するため、幅員変更も視野に入れて変更検討路線に位置付けた。

令和4年に真田線が全線整備されて以降に行った第2回都市計画道路の見直しでは、真田線の整備に伴う周辺道路の交通量変化が小さかったことに加え、現道（市道田町東条小線）の活用が可能であることから、本路線の都市計画道路 真田線から終点の松代町東条の区間を廃止候補区間に位置付けた。一方で、起点から都市計画道路 真田線までの間は、都市計

画道路の機能における防災機能等の観点から整備有効性が高いが、伝統環境保存地区に指定されており歴史的環境保全の観点で課題があることから、本路線の整備方針を検討する継続検討候補に位置付けた。なお、整備方針の決定には時間を要するため、今回は起点から都市計画道路 真田線までの区間の変更は行わない。

以上を踏まえ、3・4・63号松代中央線の都市計画道路 真田線の交点から終点の松代町東条までの区間を廃止する。なお、当該区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果において大きな影響がないことを確認している。

○3・5・67号 西寺尾象山線

本路線は松代地区の交通の円滑化と発展に資する道路として、昭和41年に当初決定された補助幹線街路であり、計画延長3.18kmのうち0.12kmが整備済みである。

平成25年に策定した第1回都市計画道路見直し方針では、本路線が有する防災機能や交通機能等を総合的に評価した結果、整備の有効性は低い、都市計画道路 真田線の整備による周辺道路の交通量変化を把握したうえで、本路線の整備の可否を判断するため、幅員変更や廃止も視野に入れて変更検討路線に位置付けた。

令和4年に真田線が全線整備されて以降に行った第2回都市計画道路の見直しでは、真田線の整備に伴う周辺道路の交通量変化が小さかったことに加え、都市計画道路の機能における収容空間機能や交通機能等の観点で整備有効性が低く、伝統環境保存地区に指定されており歴史的環境保全の観点から課題があり、現道が活用可能（市道温泉団地東条小線）なことや、代替路（市道松代東124号線）が存在することから、本路線を廃止候補路線に位置付けた

以上を踏まえ、3・5・67号西寺尾象山線の全線を廃止する。なお、当該路線を廃止した道路網における将来交通量推計の結果において大きな影響がないことを確認している。

○3・3・56号 真田線

本路線は、長野市青木島町青木島字古屋を起点とし、松代町豊栄字宮崎を終点とする延長約8,270mの幹線街路である。今回の変更は、3・4・61号松代（停）線ほか3路線を廃止することに伴い、廃止路線との交点部における隅切を削除するものである。なお、本路線は隅切部分を除き、全線改良済であることから、今回は隅切部の削除のみ行う。

併せて、起点を現在の地名の長野市青木島町青木島乙字古屋に変更する。